洗足池景観形成重点地区（中原街道沿道）の景観形成基準に対する措置状況説明書

（建築物の建築等）

|  |
| --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 |
| 記載欄 |
|  (1) 配置 |  |
|  |  洗足池公園や周囲の緑など緑の景観が連続するような配置とする。 記載欄 |
| 　記載欄　 |
|  | 洗足池公園に対して圧迫感を与えない配置とする。  |
| 記載欄 |
|  (2) 高さ・規模 |
|  | 　高さは、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺建築物群の　スカイラインとの調和を図る。 |
|  記載欄　 |
|  (3) 形態・意匠・色彩 |
|  |  形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺の街並みとの調和を図る。 |
| 　記載欄　 |
|  | 外壁は、単調な壁面になることを避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 |
|  記載欄　 |
| 色彩は色彩基準に適合するとともに、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺の建築物、緑との調和を図る。記載欄 |
| 記載欄 |
| 建築物に付帯する設備等は、洗足池公園や道路等に向けてできる限り設置しないようにする。設置する場合は、目隠しをするなど、見え方に配慮する。記載欄 |  |
| 記載欄 |
|  | 屋根・屋上は、突出した形状を避け、洗足池公園外周の樹木のスカイラインや周辺建築物と調和したものとする。記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 屋根・屋上に設備等がある場合は、洗足池公園側に露出させないよう工夫する。 |  |
| 記載欄 |
| 建築物の外装材は、洗足池公園からの見え方に配慮し、反射素材などの素材の使用は避ける。記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 屋根・屋上に広告物等を設置してはならない。記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 開口部を工夫したり、壁面を分節したりするなど、洗足池公園や中原街道に対して圧迫感を感じさせず、無表情にならないようにする。記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 低層部は歩行者からの見え方、中高層部は遠距離からの見え方に配慮し、色調や素材を使い分けるなど工夫をする。記載欄 |  |
| 記載欄 |
| 商店街に位置する場合は、低層部は店舗や開口部を設けるなど、駅周辺や商店街のにぎわいを損ねないよう配慮する。記載欄 |  |
| 記載欄 |
|  (4) 公開空地・外構・緑化 |  |
|  | 敷地外周部は緑化し、潤いのある空間を創出する。特に洗足池公園や周囲の緑との連続性に配慮する。 |  |
| 記載欄 |
|  洗足池公園や道路に面して塀や柵を設ける場合は、できる限り生垣又は開放性のあるものとする。 記載欄 |
| 　記載欄　 |
|  |  緑化に当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に配慮する。 |  |
| 記載欄 |
| 　既存樹木はできる限り保全する。 |
| 　記載欄　 |
|  | 　洗足池公園から見える場合は、できる限り洗足池公園側に向けて緑化するなど、公園の緑との　調和を図る。 |  |
| 　記載欄　 |
|  | 　擁壁を設ける場合は、地形になじむ傾斜を付けたり、表面の素材や仕上げの工夫、表面や擁壁前の空間を緑化するなど、道路からの見え方に配慮する。　記載欄 |  |
| 　記載欄　 |
|  | 　夜間の景観を落ち着きのあるものにするため、過度な照明を使用しない。　記載欄 |  |
| 　記載欄　 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |